

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和3年9月定例会	
議案番号 議案名	議案第20号 令和3年度松戸市下水道事業会計補正予算(第1回) 議案第24号 松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル 選考委員条例の制定について
議員名・会派名等	市民力・立憲民主党(山中啓之・岡本優子・中西香澄)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>※私たち市民力・立憲民主党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすところが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>「議案第24号 松戸市下水道管路施設包括的維持管理業務委託プロポーザル選考委員条例の制定について」及び、その予算を計上する「議案第20号 令和3年度松戸市下水道事業会計補正予算(第1回)」について、会派を代表して反対討論をいたします。</p> <p>本条例制定は下水道管路施設に関して民間事業者と包括的な維持管理業務を結ぶため、市長の附属機関である選考委員会を設置しようとするものですが、まず、そもそも県内37の自治体で下水道事業を展開している団体が35あるうち、処理場・ポンプ場の包括プロポーザル契約をしている団体は、16 団体と多いのに対し、管路施設の包括的プロポーザル契約をしているのは千葉県と柏市の僅か2団体に留まっており、全国的な展開を見せている取り組みではありません。</p> <p>反対の理由は、</p> <p>①コスト削減の効果が疑わしく、経費削減の見込みが不確実であること</p> <p>②事業のマネジメントや管理体制が不十分であること</p> <p>③選考委員会の組織に致命的な欠陥があること</p> <p>④選考委員会が非公開であること</p> <p>の4点です。</p> <p>①まず、コスト削減についてです。市はメリットとして従来と同箇所の施行を前提とし、算盤上の計算で約1割の事業コストの削減を掲げています。しかし今後包括契約になり業者側に裁量権が与えられれば、民間事業者としては自ら工事する箇所を多く決める事で売り上げを上げる事を目指すでしょう。利潤追求を目的とする民間事業者として</p>

は当然の姿勢と言えます。要するに、事業費総額が上がる事の抑制が難しくなります。商品で例えるならば、一つあたりの単価が下がっても、沢山の数を購入すれば総額が上がるのは当然です。コスト削減1割の効果は理論上の期待的観測にすぎず、実際には総額の抑制を保証していないどころか、むしろ上がる際に、ある意味、市がお墨付きを与えている事になります。又、後の金額の妥当性の審査のために、議員に配布される資料のどこから今回の金額実績が読み取れるのかと訊きましたが、独立した形ではなく複数の項目に分かれており、決算書上では読み取れないとの事でした。ゆえに、補正予算に計上されている令和3年度～6年度の債務負担行為6億 2800 万円については認めがたいと考えます。

②次に、事業体制についてです。

常任委員会では、議案に賛成した委員からさえも PPP や PFI に対する懸念の声が聞こえました。

今回、包括契約になる事で、必要な時に必要な形で注文できる仕様書発注ではなくなってしまうし、そもそもその仕様書すら未作成とのことで示されておらず、内容が不透明であり、リスクが高すぎます。

③3点目に、選考委員会の組織についても致命的欠陥があります。条例案第3条(組織)には、委員会の委員は僅か3人をもって組織するとされており、常任委員会の答弁で市担当者自らが人数が少ないことを認めています。その上、第4条(委員)によればそのうち1名は本市の職員、つまり身内です。委員長を除くと僅か2名で議論する事になります。一般的に考えてみて下さい、これで十分な議論が成立すると言えるのでしょうか。ちなみに独自に調査したところ、柏市では7人と聞きました。感覚的にだけでなく、客観的に見ても松戸市の条例案では他の事例と比べて圧倒的に少ない選考委員の人数です。多面的な視点から危機管理をする際やマネジメントの観点からもいわゆる‘抜け’が多くなり、多様な意見の反映もできず、1人1人は悪いわけでは無いのですが、組織の構造として非常に委員個人の考えによる偏りが出やすい会議体となります。

しかも、第7条(会議)には、委員会は委員の過半数の出席をもって成立するとされています。つまり、3人のうち1人が欠席しても、残りの2人の出席があれば会議が成立します。委員長と他の1人、あるいは副委員長と他の1人の2パターンが考えられますが、どちらもそれで十分な会議と言えるのでしょうか。例えば学識経験者と市の職員が2人きりで選考委員会を行う姿を想像して下さい。専門家と一般職職員が2人で専門的な知見を要する審査において、果たして対等な議論が成り立つのでしょうか。加えて、同条には可否同数ならば委員長に決定権があるとされていますが、意見が2人の委員間で真っ二つに割れた時、実質、委員長判断で決定されることになります。これは明らかに1人の実質的な決定権が強過ぎます。常任委員会では、選考委員の人数が少ないことを指摘し、改善を要望されながら賛成された委員もいらっしゃるかと思います。少なくとも現在上程されている条例案に対しておかしいと思うのであれば、反対の声を上げること

が議会のチェック機能として求められているのではないのでしょうか。膨大な公金投入を決める選考委員会にもかかわらず、この最小限の3人の委員会、うち1人は市職員では、もはや形式的な会議に過ぎないと言わざるを得ません。

更に悪い事には、この選考委員会は原則「非公開」で行われるとの事です。今申し上げたように課題の多い選考委員会ですが、もはや外からの透明性も担保されておらず、正当性が認められません。

以上の理由から、議案第24号及び第20号に反対をいたします。